

重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者：  ケアプランサービス上の山 _____

ケアプランサービス上の山重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 研真会
代表者氏名	鎮目 研吾
所在地	静岡県下田市柿崎432番地の1
電話	0558-23-8820

(2) 事業所の概要

事業所名	ケアプランサービス上の山
所在地	静岡県下田市柿崎432番地の1
電話	0558-23-8823 090-7673-7497
事業者指定番号	2260290040
管理者	土屋 いづみ
サービス提供地域	下田市、河津町、南伊豆町

2. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分

※土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇（8/13～8/15）・年末年始（12/30～1/3）は休業日となります。

※必要に応じて利用者等からの相談に対応するため、常時連絡体制を確保しております。

3. 職員体制

職種	人員
管理者	1名（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	2名以上

4. 当事業所の目的および運営の方針

【 目的 】

利用者が要介護状態になった場合でも、その利用者本人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスが適切に利用できるように支援します。

【 運営方針 】

(1)利用者が要介護状態になった場合でも、その利用者本人の有する能力に応じ、その居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成いたします。

- (2)利用者の意志及び人権を尊重し、利用者自身の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に提供いたします。
- (3)事業の運営に当たっては、市町、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスを行います。
- (4) 利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービスが、特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。

5.居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

- ①居宅サービス計画作成依頼の受理
- ②アセスメントの実施（ニーズの把握・希望の確認）
利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
また、アセスメント結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
- ③居宅サービスの原案作成（ご利用者様・ご家族様の同意）
サービス提供事業所とのサービス担当者会議の開催
- ④居宅サービス計画の交付
- ⑤居宅サービスの提供のための連絡・調整
- ⑥モニタリング（提供サービスの総合的評価）
少なくとも1月に1回は利用者との面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況について確認します。

※テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット・デメリットは以下の通りです

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネージャーとの日程調整が容易になります
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます

- ⑦利用者の要介護認定に変更があった場合、生活状況が変化した場合、サービス提供事業所の変更がある場合には、居宅サービス計画の修正・変更を行います。

※居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネージャーの氏名及び連絡先を、入院先の医療機関へお伝えください。

6.利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

7. 同一事業者によって提供されたものの割合について

事業所が前6か月の間に作成したケアプランにおける、「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は別途資料にて説明いたします。

8. 利用料及び費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるため自己負担金はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき要介護状態区分に応じて下記の利用料をお支払いいただきます。利用料のお支払いと引き換えに指定居宅介護支援提供証明書(給付管理票)と領収書を発行させていただきます。

	サービス内容		単位	利用料(1ヶ月)
通常算定される項目	居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・要介護2	1086	10860
		要介護3・要介護4・要介護5	1411	14110
状況により算定される項目	初回加算		300	3000
	入院時情報連携加算(Ⅰ)		250	2500
	入院時情報連携加算(Ⅱ)		200	2000
	退院・退所加算			
	(Ⅰ)イ	カンファレンス以外の方法で実施	450	(Ⅰ)イ 4500
	(Ⅰ)ロ	カンファレンス実施	600	(Ⅰ)ロ 6000
	緊急時等居宅カンファレンス加算		200	2000
通院時情報連携加算		50	500	
ターミナルケアマネジメント加算		400	4000	

※下田市は地域区分が「その他」なので1単位10円の計算です。

※初回加算

- ・新規に居宅サービス計画を作成する利用者様に対し指定居宅介護支援を行った場合。
- ・要介護区分が2区分以上変更された利用者様に対し指定居宅介護支援を行った場合。

※入院時情報連携加算(I)

- ・利用者が入院した日のうちに、当該病院または診療所の職員へ必要な情報提供を行った場合。
(入院日以前の情報提供、営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む)

※入院時情報連携加算(II)

- ・利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院または診療所の職員へ必要な情報提供を行った場合。
(営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日で無い場合は、その翌日を含む)

※退院・退所加算

- ・退院にあたって病院等の職員と面談を行い、必要な情報を得て居宅サービス計画を作成した場合。
- ・初回加算を算定している場合は、当該加算を算定できない。
- ・連携3回までは算定することができる。(条件により)
- ・退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

※緊急時居宅カンファレンス加算

- ・1月に2回を限度として算定できる。
- ・病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

※通院時情報連携加算

- ・利用者一人につき、1月に1回の算定。
- ・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合。

※ターミナルケアマネジメント加算

- ・24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備する。
- ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供を行った場合。
- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。

※看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

- ・居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討

等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の地域についてのみ、所定の交通費が必要となります。当法人の規定により、通常の事業の実施地域を越えた地点から実測1 kmあたり 50 円承ります。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止するため、次の措置を講ずることとします。

- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための従業員に対する研修及び訓練実施
- ・ その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針の整備等）

10. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ・ 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ・ その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとします。

11. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に対する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、以下の措置を講ずるものとします。

- ・ 従業員に対するハラスメント指針の周知、啓発
- ・ 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ・ その他ハラスメント防止のために必要な措置

12. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者当の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. 相談窓口・苦情対応

※サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応させていただきます。

ご相談受付後は、早期解決できるよう責任をもって対応いたします。

ケアプランサービス上の山	所在地	静岡県下田市柿崎432番地の1
	電話番号	0558-23-8823
	FAX	0558-23-8824
	担当	土屋 いづみ
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分

※公的機関においても、苦情申し出等ができます。

静岡県または各市町苦情受付

県・市町村窓口	電話番号
静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情受付窓口	054-253-5590
下田市市民保健課	0558-22-2077
河津町福祉介護課	0558-36-3232
南伊豆町福祉介護課	0558-62-6233

令和6年4月1日

【説明確認欄】

令和 年 月 日

本書面に基づいて重要事項を説明し、同意のもと交付しました。

事業者 所在地 静岡県下田市柿崎4 3 2番地の1 _____

事業所名 ケアプランサービス上の山 _____

説明者 _____ 印

本書面により重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人・立会人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____